

事件記録の保存・廃棄の在り方に関する有識者委員会（第1回）

議事要旨

第1 日時

令和4年11月25日（金）9：30～12：00

第2 場所

最高裁判所会議室

第3 出席者

〔委員〕

梶木壽（座長）、神田安積、高橋滋（敬称略）

〔事務総局〕

小野寺真也（総務局長）、後藤尚樹（審議官）、川瀬孝史（総務局第二課長）、  
永井英雄（同局第三課長）

〔庶務〕

南宏幸（総務局参事官）

第4 議題

- 1 座長の互選
- 2 議事運営の方法等について
- 3 事件記録の保存・廃棄の実情について
- 4 廃棄の原因として想定される事情等について
- 5 次回の日程

第5 議事

- 1 事務総長の挨拶  
冒頭、堀田真哉事務総長より、別紙のと通りの挨拶がされた。
- 2 座長の互選  
委員の互選により、梶木委員が座長に選出された。
- 3 議事運営の方法等について

議事の概要を簡潔にまとめた議事要旨を作成することとされた。また、調査結果の具体的内容やその分析内容、有識者委員会における議論を踏まえた今後の記録保存の在り方の検討の具体的内容等の公表の在り方について意見交換を行い、有識者委員会における議論を経た後に事務総局が作成・公表する報告書の中で明らかにすることとなった。

#### 4 事件記録の保存・廃棄の実情について

事件記録の保存・運用の在り方に関する調査・分析担当者（以下「担当者」という。）から、以下の点につき、説明があった。

- (1) 事件記録の保存・廃棄の制度枠組み、手続の流れ等
- (2) 令和2年2月に東京地裁で運用要領を策定し、同年3月に全国の裁判所に周知した上、各庁でも同様の運用要領を策定した経緯
- (3) 全国の特別保存の運用状況

ア 全国の高地家裁で2項特別保存に付されている民事・家事・少年事件の件数（令和4年11月24日現在）

【運用要領に係る全国周知前に付されたもので、国立公文書館に移管されていないもの】

民事事件	276件
家事事件	30件
少年事件 事件記録	11件
調査記録	15件

【運用要領に係る全国周知後に付されたもの】

民事事件	1005件
家事事件	21件
少年事件 事件記録	4件
調査記録	5件

【上記合計】

民事事件	1 2 8 1 件
家事事件	5 1 件
少年事件 事件記録	1 5 件
調査記録	2 0 件

イ 特別保存に付された事件記録の保存状況

特別保存に付された事件記録の保存状況について確認した結果、特別保存に付された事件記録を廃棄した庁が1庁あった（大分地裁の民事事件6件）との説明があった。

(4) 神戸家裁の調査の概要

5 廃棄の原因として想定される事情等について

担当者から、2項特別保存基準に該当する可能性がある事件記録が特別保存に付されずに廃棄された原因として想定される事情等について説明があり、これを踏まえて委員の間で意見交換を行った。

6 次回の日程

次回委員会は28日（月）13時15分から開催し、今後の調査方針等について議論することとなった。

(別紙)

委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙な中、本委員会に御出席いただき、誠に有難うございます。

今般、神戸家裁において連続児童殺傷事件の少年保護事件記録等を特別保存に付すことなく廃棄していたことが明らかとなり、その他の庁においても社会の耳目を集めた少年事件の事件記録を廃棄していたことが明らかになっております。これらの事件記録の廃棄が行われた当時、特別保存を適切に行うための仕組みが十分ではなかったといわざるを得ず、このことは、裁判所全体の問題であると考え、最高裁事務総局として、重く受け止めておりますとともに、事件に関係する方々を含む国民の皆様に対し申し訳なく、率直に反省しなければならない、と考えております。

今後、特別保存の在り方については裁判記録の保存等の在り方について十分な調査検討を行っていかねばならないと考えておりますが、これは独り裁判所内部だけで行うのでは足りず、より客観的・多角的な視点が必要であります。そこで、このたび、これまでの特別保存の運用の在り方のどこに問題があったのか、また、適切な運用に向けたこれまでの取組が十分であったのか等について、第三者の目で客観的・多角的に評価していただき、将来にわたって事件記録の保存等の適切な在り方を確保していくために、委員の皆様方の意見をお聴きするべく本委員会を開催させていただくことにいたしました。

委員の皆様方には、是非、裁判所に対する厳しい御批判を含め、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、委員会開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。